

株式会社京都銀行の サステナブル預金フレームワークに対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社京都銀行のサステナブル預金フレームワークに対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社京都銀行（京都銀行）は、1941年に京都府北部の4行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951年に現在の名称に改称している。2023年10月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して「株式会社京都フィナンシャルグループ（京都FG）」が設立され、京都銀行は京都FGの完全子会社となった。京都FGは、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。

京都銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、サステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資に充当する。

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。また、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートを行う。

JCR は、預金の適合性について、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社京都銀行
「サステナブル預金フレームワーク」

2024年8月19日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者およびフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 6 -
3. 本フレームワークの概要.....	- 6 -
4. 京都銀行のフレームワークを活用した評価プロセス.....	- 7 -
II. 適合性確認	- 8 -
III. 結論	- 9 -

<要約>

株式会社京都銀行（京都銀行）は、1941年に京都府北部の4行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951年に現在の名称に改称している。2023年10月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して「株式会社京都フィナンシャルグループ（京都FG）」が設立され、京都銀行は京都FGの完全子会社となった。京都FGは、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。

京都銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対してESG/SDGs分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、サステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資に充当する。

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。また、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートを行う。

JCRは、預金の適合性について、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方¹で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認した。

¹ 環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>

I. フレームワーク作成者およびフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

<会社概要>

京都銀行は、1941年に京都府北部にあった両丹銀行、宮津銀行、丹後商工銀行、丹後産業銀行の4行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951年に現在の名称に改称している。2023年10月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して京都FGが設立され、京都銀行は京都FGの完全子会社となった。現在は京都市下京区に本店を構えている。京都銀行は、総資産11兆5,765億円、貸出金6兆7,175億円²を誇る関西有数の地方銀行である。

<経営理念>

京都FGは、「地域社会の繁栄に奉仕する」（図表1）を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。

地域社会の繁栄に奉仕する ～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～

図表1 京都FGの経営理念³

<京都FGのサステナビリティに関する方針>

京都FGは、サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくこと⁴を目指している。本方針のもと、事業活動における環境に配慮した「環境方針」、人権に配慮した「人権方針」、事業活動の中核である投融資に関する「持続可能な社会の実現にむけた投融資方針」などを定めている。

京都FGは、これらの方針に基づき、分野横断的かつ中長期的取り組みが必要となる様々な課題について社外取締役も含めて議論し、課題解決のための具体的取り組みを検討する会議体としてサステナビリティ経営会議を設置している。審議事項については、定期的又は必要に応じて随時取締役会に報告することとしている。

² 京都フィナンシャルグループ 2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結） <https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/library/>

³ 京都FGウェブサイト <https://www.kyoto-fg.co.jp/company/philosophy/>

⁴ 京都FGウェブサイト https://www.kyoto-fg.co.jp/sustainability_management_policy/

<京都 FG のマテリアリティ>

京都 FG は、従業員の想いをベースとしてボトムアップでマテリアリティの特定を行った（図表 2）。具体的には、最初に、前身の京都銀行グループ時代に全従業員を対象に実施した「4,000 人で考える未来ビジョン」で取りまとめた従業員の想いを軸として、国際基準・ガイドライン、ESG 評価機関等からの要請に加え、京都 FG の環境認識や企業理念、成長戦略との整合性を勘案し、753 の課題を抽出した。次に、抽出した課題について京都 FG の経営戦略やサステナビリティ等の視点から 30 の課題に整理及び統合を行った。最後に「ステークホルダーにとっての重要性」及び「京都 FG にとっての重要性」の軸で評価及び議論を行い、最終的に 6 つのマテリアリティを特定した（図表 3）。京都 FG はマテリアリティに関連した各種取組を推進することで、多面的に地域の課題解決に取り組んでいる。



図表 2 マテリアリティ特定のプロセス⁵

マテリアリティ	対応する社会課題の例
環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●CO2、気候変動、エネルギー ●資源枯渇、リサイクル ●森林資源、水産資源 ●環境技術、環境保全
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化 ●少子化 ●人口減少
ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン (DEI)	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダー ●ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン ●人権、法の整備、身分証明
ウェルビーイング	<ul style="list-style-type: none"> ●労働 ●健康、医療 ●教育
地域経済の成長	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタル、先端技術 ●地域経済、社会の振興 ●景気変動、経済成長 ●金融サービス、責任ある投資 ●観光 ●伝統文化 ●社会インフラ、輸送システム
地域社会の未来の安心	<ul style="list-style-type: none"> ●企業内ガバナンス ●企業の法令遵守 ●情報セキュリティ ●リスク把握、リスクコントロール ●商品安全 ●自然災害 ●レジリエンス ●事業承継 ●住宅政策、街づくり、過疎化 ●パートナーシップ

図表 3 京都 FG のマテリアリティ⁶

⁵ 本フレームワーク

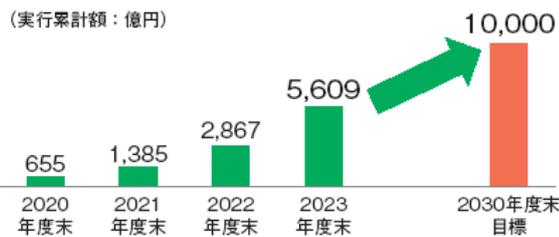
⁶ 本フレームワーク

京都 FG は、サステナビリティ関連の特に重要な目標として、「2050 年度までにカーボンニュートラルを実現する」を設定し、2030 年度までの当面の目標として以下の 2 つを掲げて取り組んでいる(図表 4)。京都銀行は、本預金を下記目標達成に向けたファイナンス実行を支えるものと位置付けている。

- サステナブルファイナンスを 1 兆円実行する
- 京都 FG の事業活動による CO₂排出量 (Scope1、2) を 2030 年度までに 2013 年度対比 50%削減する

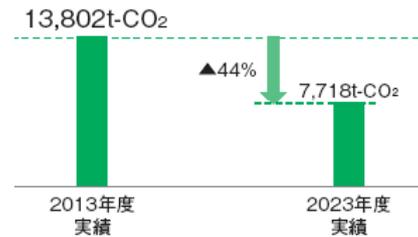
【サステナブルファイナンス目標】

2030年度までに1兆円のファイナンスを実行する



【CO₂排出量削減目標 (対象：Scope1,2)】

2030年度までに2013年度対比50%削減する



図表 4 京都 FG の長期目標⁷

2. 本フレームワーク作成の目的

京都銀行は、本預金を通じた資金調達によって、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。

京都 FG は、顧客のサステナビリティ経営実現に向けて、「京銀 SDGs 宣言サポート」、「サステナビリティ経営サポート」「SDGs 実行サポート」など、サステナビリティ経営の入口となる「理解」から「計画策定」、「実践」までを含めた一貫したコンサルティング体制を構築している。京都 FG の中核企業である京都銀行は、ファイナンスの観点から顧客のサステナビリティ経営実現を支援しているが、これまでの支援は、主に融資先となる法人が対象となっていた。京都銀行は、本フレームワークに基づく預金を通じて、個人を含む様々な顧客に対して地域の成長と持続可能な社会の実現に貢献できる機会を提供することで、京都 FG のサステナビリティ経営支援の更なる発展に寄与することを意図している。

3. 本フレームワークの概要

① 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いは、窓口での募集に限定し、預入期間は 6 カ月又は 1 年で、円建て預金と外貨建て預金を扱うこととしている。

② 本フレームワークにおける資金用途

本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ロ

⁷ 本フレームワーク

ーン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資⁸に充当する。

③ 本フレームワークにおける資金管理

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本投融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに投融資先に充当することでこの超過分を解消するように努める。本管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる投融資先に充当されている状態を維持する。

4. 京都銀行のフレームワークを活用した評価プロセス

京都銀行は、営業本部において本フレームワークに適合する投融資であることを確認のうえ選定する。本選定において京都銀行営業本部長が承認を行う。

京都銀行は、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートを行う。レポートの公表は京都銀行ウェブサイトで行うことを予定している。主な開示事項は下記のとおりである。

- 本預金の募集期間
- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部ファイナンスに限る）
- その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

⁸ 外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得している既存のフレームワークに適合するファイナンスを含む。

II. 適合性確認

JCR は、京都銀行の本預金に関して、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素①～④に対応している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価およびモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

-
1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。

京都銀行は、本預金を通じて調達した資金について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。そのため、本預金によって調達した資金を充当する投融資は、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、ポジティブなインパクトを生み出すことが確認されている。したがって、本預金はポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されている。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際において、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する低減策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本預金はネガティブインパクトの適切な緩和・管理を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

-
2. インパクトの評価およびモニタリングを行うものか。

京都銀行は、本預金を通じて調達した資金について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。

外部機関から評価又は第三者意見を取得する際において、当該投融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価がなされたものと考えられる。また京都銀行は、インパクトの発現に係るモニタリング及び伴走支援について、投融資毎に、上記の事前の評価に基づいて行うこととしている。

以上より、本預金はインパクトの評価及びモニタリングを適切に実施する体制を整備している。

3. インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本預金の充当先である投融資は、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、原則としてその評価又は第三者意見の情報開示を行っている。また、投融資期間において発現したインパクトや KPI、SPT の進捗状況について、原則として公表を行っている。

京都銀行は、本預金の充当先である投融資によって発現したインパクトのモニタリングを行い、本預金としてのレポートニングによる開示として公表することを予定している。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示は適切である。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

京都銀行は、本預金の募集にあたって、資金充当先が本フレームワークで定義されたサステナブルファイナンスに限定されていることについて、チラシ等を用いて預金者に説明を行う。本預金のうち円建て預金の場合、京都銀行が取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。本預金のうち外貨建て預金の場合、京都銀行が取り扱う通常の外貨定期預金と同様に預金保険制度の対象外となるため、通常の外貨定期預金と同様に、当該リスクについて、預金者に対して重要事項説明等を実施する。

本預金は、京都銀行が提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して金利という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された投融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポートニングという形で提供することとしている。京都銀行は、本フレームワークに基づく預金について継続的に募集することを予定しており、預金者は、預金を通じたサステナビリティへの貢献機会が中長期的に提供されるものと考えられる。

以上より、本預金は預金者に対して、中長期的な視点に立って適切なリスク・リターンを確保する機会を提供できるように設計されている。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 望月 幸美・間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル